

通知預金

平成 26 年 4 月 1 日現在

1 商品名	通知預金
2 販売対象	法人および個人
3 期間	期間の定めはありません。 ただし、7 日間の据置期間が必要です。
4 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 5 千円以上 1 円単位
5 払戻方法	解約日の 2 日前までの通知により、一括して払い戻します。
6 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	毎日の店頭表示の利率を適用します。〈変動金利〉 (金利は店頭の金利表示板に表示しています。) 解約時に一括して支払います。 残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算です。
7 手数料	手数料の定めはありません。
8 付加できる特約事項	個人の方はマル優の取扱いができます。
9 中途解約時の取扱い	据置期間内に解約する場合には、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10 その他参考となる事項	・ 利息には 20.315% の税金がかかります。(国税 15.315%・地方税 5%) ・ 預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円とその利息が保護の対象となります。(当組合に複数の口座がある場合、それらの預金元本を合計して 1,000 万円とその利息が保護の対象となります。)
11 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出下さい。【フリーダイヤル】0120-745-530 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、当組合営業日に上記業務部または全国しくみ相談所(9時~17時、電話 03-3567-2456)にお申し出下さい。また、お客さま

商品概要説明書

から上記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

詳しくは、当組合業務部もしくは全国しんくみ相談所にお問い合わせください。